

後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療の保険料は「所得割額」と「均等割額」の合計で個人ごとに計算されます。

保険料率は2年に1度見直しを行うこととなっており、平成26・27年度の保険料率は、医療費の増加が見込まれることなどにより、次のとおり改正されました。

新しい保険料率で計算される平成26年度の保険料率については、7月に送付される「保険料額決定通知書」でご確認ください。

改正後の保険料

所得割額 + 均等割額 = 年間保険料
(100円未満切捨て)

※所得割額 (所得に応じて負担) =
(前年中の所得 - 33万円) × 所得割率

	平成24・25年度	平成26・27年度
所得割率 (所得割額を算定する際の率)	7.52%	7.84%
均等割額 (加入者全員が公平に負担)	39,500円	39,500円
賦課限度額 (年間保険料の最高額)	55万円	57万円

※4月から翌年3月までが1年間の保険料です。
また、年度途中で資格を取得した場合は月割で計算されます。

所得の少ない方は保険料が軽減されます

(申請は必要ありません)

- (1) 所得割額の軽減 (加入者本人の所得に応じて、所得割額が軽減されます。)

加入者本人の所得金額	軽減割合
91万円以下	5割軽減

- (2) 均等割額の軽減 (加入者と世帯主の所得の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。)

加入者及び世帯主の合計の所得金額		軽減割合と軽減後(100円未満切捨て前)の金額
33万円以下	加入者全員が年金収入80万円以下	9割軽減 (3,950円)
	上記以外	8.5割軽減 (5,925円)
{33万円 + (加入者数 × 24万5,000円)} 以下		5割軽減 (19,750円)
{33万円 + (加入者数 × 45万円)} 以下		2割軽減 (31,600円)

※ 均等割額軽減判定時の年金所得金額計算方法
軽減判定時の年金所得金額 = 年金収入 - 公的年金等控除額 - 高齢者特別控除額 (15万円)

- (3) サラリーマンの扶養家族だった方の保険料の軽減
これまで保険料の負担がなかった被扶養者の方 (国民健康保険から移行した方は対象外) も保険料を負担することになりますが、急な負担増を和らげるために次の特別措置があります。

① 所得割額の負担なし ② 均等割額は9割軽減
⇒平成26年度の年間保険料3,900円

保険料の納め方

保険料は年金天引き (特別徴収) が原則ですので、手続きは不要です。ただし、加入当初は納付書で納めていただきます (普通徴収)。
※口座振替でのお支払いも選択できますが、年金天引きが止まるまで2〜4ヶ月程度必要です。
また、対象となる年の年金受給額が18万円未満の方や、介護保険料と合わせて保険料が年金の2分の1を超える方は、納付書または口座振替でお支払いいただきます。

※お問い合わせ先

(制度全般に関すること)

山形県後期高齢者医療広域連合
☎0237-8417100

(資格・給付に関すること)

住民税務課住民グループ
☎662-2113

(賦課・納付に関すること)

住民税務課税務グループ
☎662-2112

なかやまタイムスナップ Vol.13

今から53年前…

1961

(昭和36年)

町立桜保育園開所

S26.4~S55.3

町立若草保育園

(定員90 柳町 天性寺敷地内)



S36.4~S55.3

町立桜保育園

(定員60 旧役場豊田支所を改築 現豊田小北側)

S49.4~H15.3

町立ひばり保育園

(定員90 中央公民館南側)



S55.4~H15.3

町立ひまわり保育園

(定員150 岡 現中山町子ども園)



H15.4~

町立なかやま保育園

(定員220 柳沢 保健福祉エリア)

学童保育所「たかとりクラブ」
子育て支援センター併設



昭和49年4月、昭和55年3月までは町立保育園が3つもありました。



案内人 すもものしずくちゃん
すもものしずくちゃんの詳細はフェイスブックで